

社会福祉法人療育・自立センター役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人療育・自立センター（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬、退職慰労金及び旅費（以下「報酬等」という。）の支給について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の常勤の役員に対し、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬月額、理事長については月額350,000円以内、副理事長は月額300,000円以内とする。支給日は毎月25日とし、当日が休日の場合は事前に支給することができる。

3 非常勤の役員等に対し、その職務のため、事務局等に赴いた時は、次のとおり報酬を支給する。ただし、本法人の職員給与規程の適用を受ける者はこの限りではない。

(1) 理事	月額 3,000 円
(2) 監事	月額 3,000 円
(3) 評議員	月額 3,000 円
(4) 評議員選任・解任委員会委員	月額 3,000 円
(5) 第三者委員	月額 3,000 円
(6) その他	月額 3,000 円

(退職慰労金)

第3条 非常勤の役員及び評議員が8年以上在任し、任期満了、辞任等により退任した場合、退職慰労金を支給することができる。ただし、法人の職員である者を除く。

2 前項の退職慰労金は、退任前直近1年間の報酬合計額に在職年数に応じた支給率を乗じて得た額とする。ただし、80,000円を上限とする。

(旅費)

第4条 役員等がその職務のため旅行するときは、法人旅費規程（平成28年4月1日制定）の規定を準用する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、理事長が理事会の意見を聞いて別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。